

消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備等を指定する件の一部改正について  
令和5年12月1日

鳥取県西部広域行政管理組合  
消防局長 赤川 紀夫

鳥取県西部広域行政管理組合消防局告示第3号

消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備等を指定する件（平成23年鳥取県西部広域行政管理組合消防局告示第4号）の一部を次のように改正する。